

# 岡山県市町村総合事務組合特別会計条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 18 号】

改正 平成 18 年 3 月 28 日条例第 6 号 平成 19 年 6 月 4 日条例第 7 号  
平成 28 年 3 月 29 日条例第 4 号 令和 2 年 3 月 30 日条例第 1 号  
令和 4 年 3 月 30 日条例第 1 号

(設置)

**第 1 条** 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定により，岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号。以下「運営条例」という。）第 92 条第 1 項第 14 号に規定する生活資金の貸付け（以下「貸付事業」という。）及び運営条例第 92 条第 3 項及び岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 2 号）第 2 条第 3 項に規定する拠出金事業（以下「拠出金事業」という。）の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

**第 2 条** 貸付事業の会計においては，一般会計繰入金，貸付金から生ずる償還元利金，その他の収入をもってその歳入とし，組合員の生活資金等の貸付金その他の諸支出金をもってその歳出とする。

2 拠出金事業の会計においては，組合員の拠出金，貸付金特別会計からの繰入金，拠出金事業基金からの繰入金及びその他の収入をもってその歳入とし，拠出金事業及びその他の諸支出金をもってその歳出とする。

**附 則**（平成 17 年 4 月 1 日条例第 18 号）

この条例は，平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 18 年 3 月 28 日条例第 6 号）

この条例は，平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 19 年 6 月 4 日条例第 7 号）

この条例は，平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 28 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 3 月 30 日条例第 1 号）

(施行期日)

1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 3 条の規定は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正前の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第 2 条第 7 項に規定する加入者であった者に係る旧条例第 169 条に規定する共済見舞金の支払い及び旧条例第 176 条第 2 号に規定する清算については，なお従前の例による。

3 改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 33 条の規定は，この条例の施

行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

(岡山県市町村総合事務組合特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正前の岡山県市町村総合事務組合特別会計条例第1条の規定による交通災害共済特別会計の令和3年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

#### **附 則** (令和4年3月30日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は令和4年10月1日から、第3条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例(以下「第1条の規定による改正条例」という。)の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

- 3 第1条の規定による改正条例の施行の際年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

- 4 第2条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第2条第4項第2号に規定する短期組合員等の令和4年10月1日から令和5年3月31日までの期間に係る第173条第1項第1号に規定する組合市町村の負担金については、適用しない。

(岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の岡山県市町村総合事務組合給付等の特例に関する条例の規定にかかわらず、令和4年3月31日以前に発生した事由による新見市組合員の給付については、なお従前の例による。ただし、第21条に規定する脱退給付金の給付は、同条第4項に規定する「脱退等又は破産手続開始決定等を受けた日」とあるのは「令和4年3月31日」と読み替えるものとする。